

騒音環境・騒音レベル検査の実施について

公益社団法人静岡県薬剤師会学校保健部

1 概要

平成 21 年 4 月 1 日より学校保健安全法が施行され、学校環境衛生基準が第 6 条に条文化され、本法には「学校環境衛生基準」の完全実施に向けて万全を期すること」との衆参両院の付帯決議が付されている。そのため、各学校に環境衛生検査の完全実施が強く求められており、学校薬剤師による学校環境衛生検査の定期並びに臨時検査に従事することによって、学校に対する適切な指導と助言がきわめて重要となってくる。しかしながら、完全実施されていない状況にあるため、学校保健部では、学校薬剤師が働きかけることによって、県下全学校における定期検査の完全実施を目指すべく、学校環境衛生活動の充実について検討を行っている。

その一環として、昨年度は県下の県立中学校及び県立高等学校で騒音環境・騒音レベル検査を実施した。

平成 31 年度は県立特別支援学校及び、昨年度実施の検査において「測定結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。」に該当しない県立中学校、県立高等学校を対象に検査を実施する。

2 対象学校 (1) 県立特別支援学校

(2) 昨年度実施の検査において「測定結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の内外の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。」に該当しない県立中学校及び県立高等学校（定時制を含む）

※著しく基準値を下回る場合とは、窓を閉じているときは LAeq45 デシベル以下、窓を開けているときは LAeq50 デシベル以下とする。

3 検査方法 授業時間に、児童・生徒等がいない状態で教室の窓側と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定。測定は、A特性で5分間等価騒音レベルを測定。

4 測定箇所 学校内のいずれかの教室1か所

5 実施時期 令和元年5月～令和2年1月

6 各地域薬剤師会の実施スケジュール

地域薬剤師会	実施時期	使用する騒音計	地域薬剤師会	実施時期	使用する騒音計
賀茂薬剤師会	12, 1月	県薬所有 1	静岡市薬剤師会	随時	静岡市薬剤師会所有
伊東熱海薬剤師会	10, 11月	県薬所有 1	焼津市薬剤師会	随時	焼津市薬剤師会所有
田方薬剤師会	9月	県薬所有 1	藤枝薬剤師会	時期は焼津市薬剤師会と調整	焼津市薬剤師会所有
三島市薬剤師会	時期は沼津薬剤師会と調整	沼津薬剤師会所有	島田薬剤師会	7月	県薬所有 2
沼津薬剤師会	随時	沼津薬剤師会所有	榛原薬剤師会	9月	県薬所有 2
北駿薬剤師会	7月	県薬所有 1	小笠袋井薬剤師会	10月, 11月	県薬所有 2
富士市薬剤師会	5, 6月	県薬所有 1	磐田薬剤師会	12, 1月	県薬所有 2
富士宮市薬剤師会	5, 6月	県薬所有 2	浜松市薬剤師会	随時	浜松市薬剤師会所有
清水薬剤師会	時期は静岡市薬剤師会と調整	静岡市薬剤師会所有			

7 騒音計の借用について

県薬所有の騒音計を使用する場合は、地域薬剤師会が資機材借用申請書により手続きを行う。

沼津・静岡市・焼津市薬剤師会所有の騒音計を使用する場合は、該当する地域薬剤師会より所有する地域薬剤師会に直接借用の手続きを行う。

8 報告書の提出

各地域薬剤師会において、検査終了後の翌月上旬までに「騒音環境・騒音レベル検査報告書」を地域薬剤師会が取り纏めて県薬剤師会に提出する。